

全労連共済の発展に向けて

～自主共済の力、TPP など外圧と共済規制の経過～

全労連常任幹事、全労連共済専務理事

ひらさわ まなぶ
平澤 学

全労連共済は発足して8年が経過しました。この間、労働組合が行う助け合い共済として、組合員とその家族を守る運動を全力で展開し、その規模の拡大と、組合員の要求に応えたより良い制度実現に向けた発展を着実に進めてきました。また、組織拡大と一体となった共済拡大が、この間、各組合と地方で旺盛^{おっせい}に展開され、その結果、運営規模の拡大と同時に加入年齢の低下など好循環が生まれています。組合員を守る助け合いの力を全面に発揮した東日本大震災や熊本大地震では、火災共済では本来、制度上免責ですが、すべての組織の総意のもと見舞金の対応を実施したことは被災組合員のみならず、すべての組合員から歓迎と、組合への一層の信頼を得ることになりました。

ここでは、共済運動のさらなる前進に向け、あらためて労働組合が共済活動を行う意義や、私たちが築いてきた自主共済を守り、発展させていくことを柱とし、報告したいと思います。

具体的には、第1テーマでは、「組合員を守る自主共済の力」をテーマに、なぜ共済が「安価で優位な保障」を実現できるのか、共済を組合員に提供することで生まれる「第2の賃上げ」とも言えるメリットについて紹介します。第2テーマでは「保険業法『改正』からTPP（環太平洋経済

連携協定）など国際協定まで」をテーマに、2006年の保険業法「改正」から、先の国会で安倍政権が強行批准したTPP11をはじめとする国際協定の経過と共済への影響について報告し、今後とも共済への攻撃を許さず、共済を守りさらなる発展にむけたものとしします。

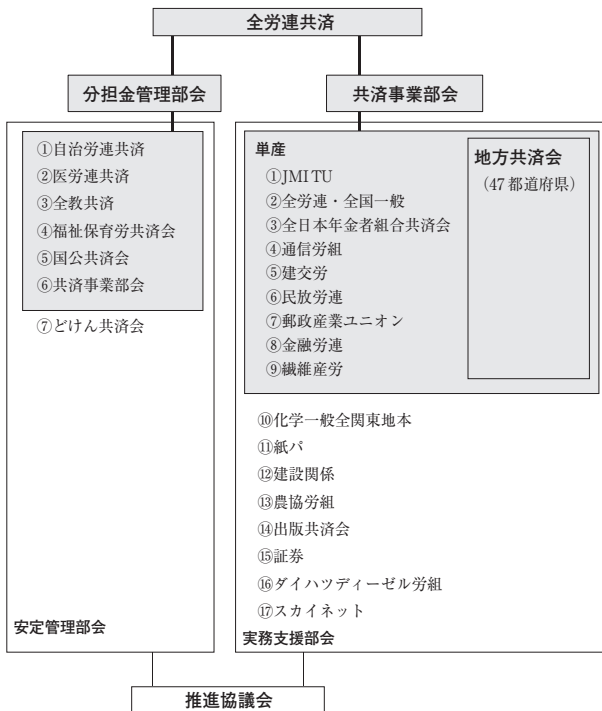
（図表1 全労連共済構成図）

テーマⅠ 助け合いの結晶、全労連共済の発展を～組合員を守る自主共済の力

1 なぜ、労働組合が共済をとりくむのか

労働組合運動においては、憲法、平和を守る取り組みや、賃上げ、労働条件改善めざす経済闘争とともに共済運動をはじめとする福利厚生を充実させていくことも重要な柱です。共済を組合員に提供することで効果を発揮する「第2の賃上げ」は、経済闘争と福利厚生を同時に満たします。さらに共済運動は、組合員同士が助け合うことで団結や運動の活性化を生み、このことが組合員からの信頼を高め、運動を前進させていく力となることはすでに実証済みです。

図表 1 全労連共済構成図



2 労働組合が共済運動を行う法的な根拠

憲法第28条（勤労者の権利）は「勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する」と謳っており、このもとに労働組合法が立法化されています。労組法第2条の「労働組合」（概要）では、「この法律で『労働組合』とは、労働者が主体となつて自主的に労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を図ることを主たる目的として組織する団体又はその連合団体をいう。但し、共済事業その他福利事業のみを目的とするものは、この限りでない」としています。すなわち、労組法は労働組合が共済事業を行うことをその前提としています。また、労組法第9条「基金の流用」では、「労働組合は、共済事業その他福利事業のために特設した基金を他の目的のために流用しようとするときは、総会の決議を経なければならない」としており、これは、共済のお金を労働組合が「総会の決議」を受ければ、組合として用いて良いとしていて、組合と共済が不可分であることを明らかにしています。このように、労働組合が共済を行うこ

とは明確に法的根拠を持っています。これが、後に述べる保険業法「改正」においても、私たちの共済が「適用除外」となる大きな力となったのです。

3 共済の優位性の根拠でもある 民間保険と共済の根本的な違い

「設立目的」

共済は非営利原価主義に基づく労働組合員相互の助け合いを目的としますが、民間保険は営利を目的とします。

「加入対象」

共済は労働組合の組合員と家族に限定している一方、民間保険は不特定多数です。

「募集方法」

共済は各組合が自主的に募集や拡大に取り組み、その実務も組合担当が行なっているので、必要最小限の経費ですむ一方、民間保険は不特定多数を対象としているため、必然的に莫大な宣伝・広告費が必要となります。

このように、根本的な違いは、民間保険は「営利」を目的としている点につきます。共済はあくまで、「営利」を目的とせず、必要最小限の掛金を設定し、剰余がでたら還元するなど、組合員相互の助け合いを目的とした活動であり、民間保険とは根本的な違いがあるわけです。

4 共済の運営にあたっては、組合員を主人公とする5つの原則を守っています

「自主」の原則

これは、制度設計など事業にかかわるすべてを、組合が組合員と加入者の声に従って自主的に自由に決めて運営するという事です。民間生・損保会社も認可共済も、監督官庁から「あれをしてはならない」「これはこうせよ」という指図をきめ細かく受けますが、そうした指図とは無縁です。

「民主」の原則

民主主義を基本とする労働組合が、組合民主主義にのっとり組合員こそ主人公の立場で運営す

るということです。民間保険のように、^{もう}儲け本位で、約束した契約を履行せず、不払いを起こすなど一切発生する余地はありません。

「公開」の原則

組合員に労働組合の場を通じて、すべてを公開して運営するという。民間保険は株主総会がすべてであり、競争を勝ち抜き、経営実績を上げるためなら契約者を後景に置くこともないわけはありません。

「原価」の原則

儲けは一切追求せず、将来にわたって組合員の利益を守り抜くために必要なお金を使う以外には、還元するという原則です。

「連帯」の原則

全労連共済に結集している自主共済の仲間と連携した運営を行い、その役割を高めていくために連帯していくという原則です。

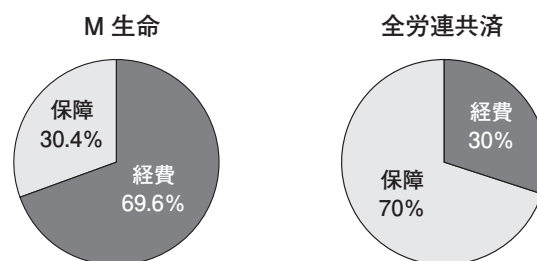
これら5つの原則が、自主共済事業として握って放さず、組合員と加入者との間に信頼を築き上げてきた不動の原則です。

5 法的根拠や原則を踏まえた 具体的メリットについて

共済運動は組合運動そのもので、当然、一体で運営されます。共済運営はすべて、すでに確立している組合の機構のすべてを使えるわけです。例えば、パンフレットなど宣伝物は、中央から地方組織に、そして単位組合へと降りていきます。そこには組合事務所などがあり、職場でも、組合役員などが常に組合員の中で運動しているという、民間では計り知れない強固なネットワークが既に確立しています。この労組機能のすべてを共済は保有していることになります。これは、宣伝、加入受付、支払処理、すべてにおいてです。一方、民間保険は必然的に経費ウエイトが重荷となります。例えば、マスメディア、営業職員、代理店経費などがあげられます。一例として、宣伝では、全国紙への全面広告などは1回あたり1000万円単位といわれています、また、ゴールデンタイムのテレビCM放映料など、膨大なコストを、これで

図表2 保険会社と全労連共済の経費割合
「経費」が保険料（掛金）の69.6%も！

30歳男性の定期保険（期間10年・死亡保障3000万円）の場合、「万一のときの家族の保障」にと考え、負担に感じながらも支払っている保険料（掛金）のうち、保険会社の経費（付加保険料）が69.6%も占めています（過去に公表された一例）。



※民間保険は年齢・性別・種目により保障・経費の割合が異なります。
出典：『東洋経済』2015年7月11日号

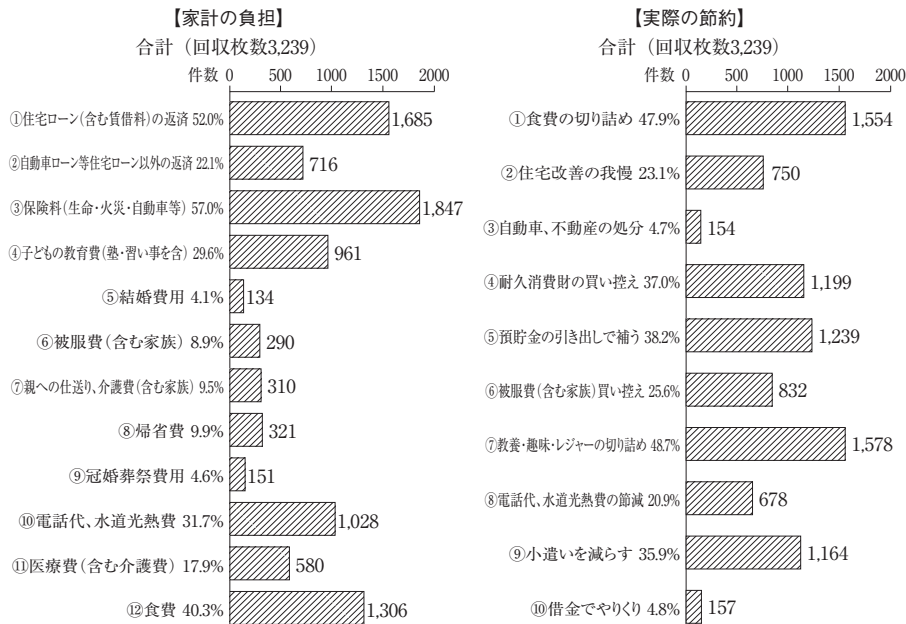
全労連共済は、「儲け」を目的としない組合員同士の助け合いなので、経費を極力抑えた必要最小限の掛金を設定しています。全労連共済は性別や年齢に関係なく「掛金」の70%を「保障」に、30%を「経費」にあてています。労働組合のみなさんが、加入拡大や事務処理を行うことにより、無駄な経費をおさえ「安い掛金で有利な保障」を実現しています。

もかと反復してかけています。この原資は何かといえば、加入者からの掛金だけです。当然、支払いにまわる額は減ります。過去に公表された「定期保険」の場合、既存の生保は掛金に対する支払は30%台前半です（図表2）。私たちの共済は掛金に対し7割の支払を履行しています。また、決算で剰余ができれば組織への還元、個人への還元を行っている組織もあります。

6 組合員の経済的利益を守る (可処分所得増)

化学一般労連が18春闘時に行ったアンケートの結果では、家計で負担に感じている費目のトップは、「生命保険や損害保険の掛金」の57.0%でした。続いて、「住宅ローン」52.0%、「食費」40.3%、「電話、水道光熱費」31.7%、「教育費」29.6%となっています。一方、実際に節約・切り

図表3 家計に負担な費目と実際の節約費目



資料：化学一般労連18春闘アンケート結果より作成

詰めている費目では、「趣味、レジャー」48.7%、「食費」が47.9%、「耐久消費財の買い控え」が37.0%と続き、「生命保険や損害保険の掛金」は切り詰め10位の圏外です(図表3)。暮らしはキツクとも、「もしも」の保障は担保せざるを得ないというのが実態です。

7 共済の力の発揮どころ… 春闘要求と第2の賃上げ

仲間同士の助け合いの力を発揮する「安価で優位な保障」の共済を組合員に提供することは、組合員の「もしも」を守ると同時に可処分所得を増やす「第2の賃上げ」となります。既に国公共済会のように、民間保険から共済へ切り替えることで月2万円以上の家計メリットが生まれることを明らかにして運動を前進させているところもあります(図表4)。

全労連は18春闘で統一要求額を2万円に設定しました。これはアンケートにもとづく組合員が日々の生活を送るのに必要な額です。先の切り替えメリットと同額です。運動で「第1の賃上げ」を、そして、「第2の賃上げ」で組合員の利益をいっそう守ることができます。

8 全労連共済を前進させる意義について

全労連や産別共済会は、それぞれ組合員の福利厚生活動を充実させるため、規約や綱領において、労働組合における共済運動を位置付けています。

全労連共済規約(目的)

(略) 全労連加盟組織の組合員と家族の福利厚生をの充実をはかり、全労連運動の発展のため、共済事業の運営を適正かつ円滑に実施することを目的とする。

自治労連共済綱領

われわれは、賃上げ、労働時間短縮をはじめ、医療、福祉、年金など社会保障確立のため、たかいを進めるとともに、権利としての社会保障、すなわち真に総合的な公的保障の実現を展望しつつ、これらが未達成のもとで、福利厚生活動をつうじ、自治体労働者と家族の利益を守るため共済事業を行う。

1. 自治労連共済は組合員とその家族の生命、病気、交通災害、火災、自動車事故、老後生活など、社会生活の不安に対する自治労連の自主的な相互扶助組織である。
2. 自治労連共済は組合員の要求にこたえ、広く門戸を開放し、営利を目的とせず、「一人は万人のために、万人は一人のために」のもとに加入組織は大小にかかわらず平等であり、かつ、民主的に管理運営する。
3. 他の労働組合自主共済組織と共同し、日

本労働者階級のための共済事業再構築をめざし奮闘する。

この「規約」や「綱領」にあるように共済運動は全労働者を対象とした福利活動を前進させ、未達成どころか政府による削減攻撃が続く社会保障の補完と真の実現に向けた実体的な運動です。さらに、米国などの外圧に対するたたかいの柱となります。12年前の改正保険業法のたたかい（※）で労働組合自主共済を適用除外にさせた教訓はTPP11や日欧 EPA（経済連携協定）など現情勢のもと、農業・農協破壊や医療破壊などを許さない、日本の主権を守る今後の運動に向けた大きな教訓です。

※2006年4月施行「改正保険業法」の概要

構成員が特定または不特定に関わらず、また、保険と共済の区別もなく「保険業法」によって規制。たたかいにより労働組合法（根拠法）に基づく共済は「改正保険業法の適用除外」となった。

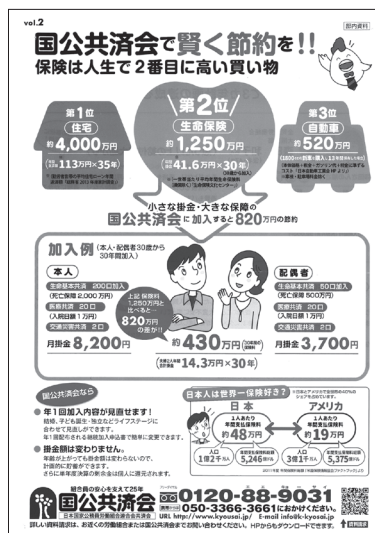
9 助け合いの基本…組合と組合員の絆

組合活動は、組合員のくらし・権利を守る活動です。助け合いの共済は組合活動の大きな柱です。また、共済をモチーフとした組合員との対話の機会は多岐に渡ります。対話することで職場に組合活動が可視化され、組合への理解を深めるメリットも生まれます。組合員の実生活に直接かわる共済活動は、組合による組合員への日常的な世話役活動にほかなりません。ここでは、その具体例を各共済制度から見てみます。

①慶弔（組織）共済における組合員との接点

慶弔共済は組合一括加入で、組合員が組合加入したときから定年まで、結婚や出産、銀婚や子の入学、本人死亡や家族死亡、火災や台風などの災害見舞など組合員の日々の出来事（事由）を網羅している場合がほとんどです。あらゆる共済制度の中で最も組合員との接点が多い制度です。組合の中には組合員の銀婚まで掌握しているところがあり、本人ですら忘れていたのに共済金を手渡すと、感謝され、タイミングを逃さず集会などの取

図表 4 国公共済会のとりのくみ



（ピラ：部内資料）

り組みや署名への協力、組合員の悩みなどを聞ききっかけになっています。生命共済や火災共済への加入の訴えもこの機に行い、加入拡大へつなげています。まさに組合が見える世話役活動の原点となっています。

②個人（生命、医療、交通、火災）共済加入・継続

共済の募集、加入・継続・給付申請や共済金の支払などの取り組みや、保障の見直しなどで組合員との「対話」を進めることで、組合が活性化します。共済の理念をつたえることで組合員同士の団結をいっそう築く力となります。

③組合員のライフステージに応じた相談、対話

青年層は結婚や出産、住宅取得など、40代～50代では子どもの教育費や親の介護費用等の負担、さらに定年退職や再雇用による生活の変化など、それぞれの年代で生活状態の変化が必然的に生じます。その都度、保険や共済の見直し、切り替えの対話をはかることによって、無駄な掛金を払わなくて済み、組合員の生活を守ることに繋がります。

④共済金（給付金）

組合員の「もしも」を仲間の力で守るのが共済の原点、基本です。組合員やその家族の病気やけがをいち早く察知し、迅速かつ親身な対応をすることが組合への信頼を作っています。ある組合では、機関紙に共済欄を常設し、「こんな給付事例がありました」、「入っていて良かった」などで請

図表 5 活動費交付例—組合員 154 人のある共済会の場合

(円)

	年額掛金	月額掛金	加入者一人当たり		加入率	共済活動費(年額)
			加入人数	月掛金		
組織	1,848,000	154,000	154人	1,000	100.0%	184,800
個人						
生命	2,040,000	170,000	80人	2,125	51.9%	204,000
医療	1,950,000	162,500	105人	1,548	68.1%	195,000
交通	731,400	60,950	135人	451	87.7%	73,140
シニア						
生命	540,000	45,000	25人	1,800	16.2%	54,000
医療	330,000	27,500	25人	1,100	16.2%	33,000
火災			80人		51.9%	
木造	720,000	60,000	60人	1,000		72,000
鉄筋	120,000	10,000	20人	500		12,000
合計	8,279,400	689,950				827,940

求忘れが無いように組合員に発信しています。民間保険は加入者と日常的なつながりが無いため、大量の「不払い」を発生させ、「保険不信」が社会問題にもなりました。

⑤みんなの力で告知該当者を受け入れ

産別共済会のなかには、組合組織の一定以上の割合が生命共済などに加入すると、民間保険や共済に加入できない健康告知該当者の加入を受け入れる制度をもっているところがあります。「あなたも助け合いの輪に参加してください」と訴え、その意義が、組合員に受け入れられ、成功している事例も生まれています。まさに助け合いの力の本領発揮です。

10 組織拡大と一体となった共済拡大

組織拡大と一体となった共済拡大も進んでいます。組織拡大月間を前に組合の方針とともに共済の優位性を役職員全員が確認し、職場に入り、組合加入への訴えをするなか、共済のメリットが組合加入の動機付けとなった例も多く報告されています。

昨年の新規採用期には、奨学金の返済を理由に組合加入を断った新採職員が共済の話から組合加入するという事例も生まれています。

・「仲間を増やす人を増やす」取り組み

昨年来の産別、地方共済会の運動の大きな特徴

として、各共済会において「仲間を増やす人を増やす」取り組みが前進したことが大きな特徴です。

「担い手づくりの共済学校の回数が152回を超え、受講者は3240人超となった」(全労連共済事業部会)。「自前の講師」を育成し学習を進めてきた(日本医労連)。共済の「集いあい促進費」が管理・統制強化のもと、「集まることそのものがたたかい」の役割を担っている(全教)。「処遇改善にかかわる運動課題とあわせて共済をすすめる」(福祉保育労)など人づくりが進んでいます。

また、組合員のニーズにあった共済制度の活用と開発では、「健康告知該当者も含めて組合員全員を共済へ加入させよう」という助け合いの意義を前面に打ち出し取り組む組合が増えている(自治労連)。「組合員の要望に応え地震共済を創設」(推進協：どけん共済会)など、まさに労働組合運動と共済運動が一体となり、組織拡大とともに、組合員の要望を具体化する運動が進んでいます。

11 組合運動に寄与する共済活動 (財政・人材育成・事務局配置など)

①財政

共済にかかわる宣伝、募集、更新手続、給付申請など共済活動のすべては組合活動として取り組まれます。そのために必要な経費は、組合(共済)本部から各組合(共済会)に活動費として交付されます。共済加入者が増えれば、これら活動費も増えます。組合の書記局体制強化や宣伝物の充実、組織拡大運動にむけた財源ともなり、組合財政の強化につながります。(図表 5 ある組織への活動費交付例)

②次世代役員の育成

慶弔共済の祝い金などを手渡す時、組合員から「ありがとう」と迎えられることが多いことから、若い組合員に意識的に担当してもらっている経験も語られています。次世代育成でも有用です。

③事務担当者の配置

共済拡大で人件費を創出することで、いっそうの組織拡大を進める保障ともなります。共済事務担当と言っても、すべてを共済事務に費やすわけではなく、当然、組合の日常活動も行うことになり、組合運動の前進に寄与します（図表6）。

テーマⅡ 保険業法「改正」から TPP など国際協定まで～外圧と共済規制の経過

ここでは、共済運動を守り発展させていくため、この間の TPP（環太平洋経済連携協定）交渉経過とその前段に仕組まれた保険業法「改正」を柱に「共済」規制の経過について報告します。

※共済規制を強く要求している機関（在日米商工会議所など）は「共済」という言葉を制度共済と認可特定保険業者の総称としています。しかし、2006年保険業法「改正」の際、労働組合共済も適用除外とはなったものの「保険業法」という土俵に上げられたことから、ここでは労働組合共済も照準にあることを前提としています。

1 国際協定をめぐるこの一年間の経過

昨年1月23日、トランプ米大統領は TPP 離脱の大統領令に署名しました。これにより12カ国での TPP 発効は消滅し、共済規制、外圧トーンは減速しました。なぜなら TPP において共済規制を求めていたのは加盟12カ国中、米国だけであつたためです。当時、正直ほっとしたのを記憶しています。しかし今年1月26日、世界経済フォーラム年次総会（ダボス会議）において、トランプ米大統領は突然、「米国がかなり良い条件を得られるのであれば、(TPP) 復帰への扉は開かれている」と TPP への復帰の検討を表明しました。4月12日には、USTR（米国通商代表部）へ「TPP 復帰検討への調査」を指示し、世界中に激震が走りました。

背景には TPP 復帰を望む穀物、畜産など農業メジャー、ファイザーなど医療・製薬、保険資本を始めとした米国の巨大産業界によるトランプ包囲網・突き上げがあります。そして、中国の経済

図表6 地方共済会の取り組みと到達
(自主共済部分：17年12月、自動車共済：17年11月)

①地方共済会の現状と取り組み

- ・地方共済会の数は、45組織（滋賀県は京滋共済対応、岐阜県は愛知共済対応）
- ・加入共済会数は、2280共済会
- ・組織共済加入人数は、25地方においては合計6757人の純増となり、とりわけ北海道、福島、埼玉、愛知、愛媛、福岡、宮崎の7地方では、200人以上の純増。

②全労連共済事業部会は、自動車共済と火災共済を重点に地方共済会とともに加入者拡大に取り組み、自動車では、「自動車共済重点道県運動」を柱に運動を強化してきました。全体では5年間で約600台の純増、うち重点道県では1200台を拡大してきました。教訓として、重点道県を決定し、役員と専任担当者を配置したこと。キャンペーンオルグなど地方・職場・本部が総がかりで取り組んだこと。地方組織の方針に自動車共済拡大が位置付けられたことがあげられます。

的な進展がグローバル規模で激しくなり、米国経済への影響が深刻化しているためといわれています。

一方、米国離脱後の TPP11は、昨年11月、参加国閣僚レベルで大筋合意、米国復帰時に元に戻す著作権保護期間など22項目を凍結し、3月8日にチリで署名式を開催しました。国内では、5月18日に TPP11の批准承認を自公希望維新が衆院本会議で強行可決させました。衆院の外務委員会での新協定の審議は僅か6時間という、TPP という国の在り方にかかわる重大な協定の批准をまともな審議もせず強行したことは断じて許せません。また、TPP11にかかわる関連法案も5月24日、衆院本会議で自公など、これも数の方で強行採決しました。関連法案は畜産物価格安定法や著作権法など10法を一括処理という安倍政権の常套手段です。参院では6月13日の本会議で批准承認を与党賛成多数で可決。TPP11にかかわる関連法案は、6月29日、延長された国会で参院可決されました。TPP11の参加国ではメキシコに続いて2カ国目です。

他にも、国際的な経済協定の締結が猛烈な勢いで加速しています。例えば、米国が対日貿易赤字解消を目的として強く望む日米FTA（自由貿易協定）への協議や、今年7月17日にEU（欧州連合）と首脳署名を行った日欧EPA（経済連携協定）などがあります。これらの協定はいずれも、財界や外国大資本を利するのみです。

一方、国内の保険状況をみると、生保各社は日銀によるマイナス金利政策と、4月からの「標準生命表」の改定で保険料率の引き下げを余儀なくされ、あわせて「掛金を払う範囲が減り、支払いを受ける人が増える」という少子高齢化がその窮状を加速させています。そのため、生保各社は共済シェアの奪取を^{もくろ}み、各方面に共済規制を働きかけていると言われています。私たちには、「外圧」と「内圧」によった12年前の保険業法「改正」のたたかいと同様に、共済攻撃を許さず、共済を守る運動と体制を強化することが求められています。この間のTPP反対運動をさらに発展させ、その規模を拡大していくことが重要です。

2 TPP12（環太平洋経済連携協定：米国離脱前のTPP）概要

TPP12は日本と米国、マレーシアなど12カ国が16年2月に協定署名した世界最大の貿易協定でした。総GDP（国内総生産）は全世界の4割の3100兆円、人口では全世界1割の8億人。安倍首相は「アベノミクス」の柱としてTPP12を位置付けていました。

TPPは輸入品への関税撤廃や引下げ、投資、金融保険等を含むサービス等において共通ルールを定め、日本が輸出する工業製品の99.9%、農林水産品の98.5%にかかる関税を最終的に撤廃。一方、輸入される農林水産物の82%が関税撤廃という中身でした。

ここで、TPPが及ぼす私たちの暮らしへの影響について改めて押さえておきたいと思います。あくまで概要であり、害悪のほんの一部です。

農業 関税撤廃により外国から安い農産物が

輸入されることにより、日本の農業の疲弊、縮小は免れません。当然、食糧自給率は低下します。

食の安全 安全規制の緩い外国産食糧が流入してきます。協定では遺伝子組換え食品の表示義務が無く、国民は誰も知らぬ間に危険食品を口にすることが大です。

雇用 関税撤廃・引下げによる安価な輸入品の流入で、一般的に製品価格が下落し、物価下落による売上高減少で労働者の給与の引下げや解雇、競争に勝てず倒産する中小企業が想定されます。

医療 現行の健康保険法のもとでの「平等な医療」が「医療のビジネス化」により、所得による格差と拡大が生まれます。

その他、政府調達、公共事業への入札問題など、暮らし、生業への影響は計り知れないと考えられます。さらに、協定時以上の規制緩和を継続的に要求される可能性を大きくはらんでいます。利益を得るのは、協定国のなかに存在する大企業と財界、そして、その支援を受けている一部の政治家のみといえます。

3 保険業法「改正」、そしてTPPによる外圧と共済規制

(1) 2006年改正保険業法の背景

当時、政府は、96年12月倒産の「オレンジ共済詐欺事件」や97年4月に破たんした日産生命保険（現プルデンシャル生命保険）をはじめとした、保険会社の倒産などから消費者を守るため、「保険業法改正が必要」としました。しかし、背景には日本市場の開拓を目標とする米国政府と米国保険資本の巨大な圧力がありました。その中心は共済規制の強化を求めたものでした。ACCJ（在日米国商工会議所）は当時から現在に至るまで「保険と共済は同じ監督下のもと競争させるべき」との意見書を、また、米国政府は「年次改革要望書」を日本政府に突き付けてきました。

米国保険業界の要求ですが、2003年の「日本政

府への米国政府の年次改革要望書」には、既に「すべての共済事業者に民間と同一の法律、税金、セーフティーのコスト負担、責任準備金条件、基準および規則監視を適用することを提言する」いわゆる「イコールフットィング」を明記しています。

そもそも「保険業」とは…法律概要

保険会社か少額短期保険業者を言い、経営の主体は株式会社か相互会社。

保険会社は、生損保分離、他業との兼業禁止、準備金積立義務とソルベンシー・マージン規制、保険募集人制度（生保は登録制）、募集に関する禁止行為、会計計理人の選任、経営情報の開示などが義務付けられています。

（２）改正保険業法で保険業法適用下となった無認可共済は当時 3 つの選択を迫られました

- ①保険会社または少額短期保険会社に
- ②事業の小型化（規模1000人以下か共済金額10万円以下）
- ③廃業

保険業法改正で無認可共済は少額短期保険業への登録が義務付けられました。金融庁は06年11月、4割近くが登録せず廃業する見込みであることを明らかにしました。無認可共済には、商店街の互助会共済など私的な小グループも含まれていました。

（３）共済事業も「保険業法」の土俵に上げられましたが、労働組合共済、協同組合共済は他に根拠法があるものとして「適用除外」とさせました。背景には、全労連を始めとした私たちの集中した運動がありました

①労働組合共済

労働組合共済の根拠法は「労働組合法」。労組法では、その第2条においても第9条においても、労働組合が共済を行うことを前提としていま

す。

「労働組合法」上の根拠規定（概要）

第2条（労働組合）

この法律で「労働組合」とは、労働者が主体となつて自主的に労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を図ることを目的として組織する団体又はその連合団体をいう。但し、共済事業その他福利事業のみを目的とするものはこの限りではない。

第9条（基金の流用）

労働組合は、共済事業その他福利事業のために特設した基金を他の目的のために流用しようとするときは、総会の決議を経なければならない。

②協同組合各法は保険業法と可能な範囲での整合性を図った改正をそれぞれ実施しました。衆院外務委員会で当時の担当大臣は「保険業法と同等の規制」と答弁しました。

農協法改正（2005年施行）

中小企業等協同組合法改正（2007年施行）

水産業協同組合法改正（2008年施行）

生協法改正（2008年施行）

③保険業法がもし協同組合共済、労働組合共済に適用されたら（大枠）

- 1) 金融庁の監督下に
- 2) 保険会社か少額短期保険業者に。後者では制度を維持できないので保険会社化。
- 3) 株式会社か相互会社に。株式会社を選択した場合、非営利の団体から営利団体に。
- 4) 生損保の分離。生保会社と損保会社に分割。生命・医療共済と火災共済の同時実施はできなくなる。

4 TPP と共済について

TPPでは、「金融サービス」が規定されています。TPP交渉の経過では、当初、金融サービスは協議事項に含まれていませんでしたが、米国が交渉参加を表明した後に協議対象に追加されまし

た。金融サービスは、「全ての保険及び保険関連のサービス、並びに全ての銀行サービス、その他の金融サービス」と規定。「共済」は金融の性質を有するサービスに該当すると言われています。

(1) 継続的な米国からの要求

2012年の日米首脳会談（野田・オバマ会談）で、米国側はTPPにおける関心事項として、牛肉、自動車、保険、投資、知的財産権等を挙げています。

① TPP 参加交渉の過程でアメリカ政府は国内企業に対し意見募集を実施しています。

全米サービス産業連盟

- ・ 保険分野に関し、米国は、かんぽ生命及び「共済」に対する優遇措置のない対等な競争条件を日本の生命保険市場に構築することにつながる協定を追求すべき。
- ・ 日本郵政及び関連企業並びに「共済」に対して保険業法を全面的に適用すること。

② 共済に対する具体的な意見を述べている代表的な団体に ACCJ（在日米国商工会議所）があります。日本における国際的ビジネス環境の強化などを目的に、意見書やパブリック・コメント、「国会ドアノック」など、日米両政府に提言を行っています。過去にはアフラック会長が、今年1月よりメットライフ会長が会頭に就任するなど、保険関連企業が主要な役割を担っています。

今年1月に ACCJ が発表した意見書（概要）

- ・ 平等な競争環境を確立するため、全ての共済等は、金融庁監督下に置かれた上で、保険会社と同等に保険業法が適用されること
- ・ 保険会社と同じ水準の税を負担すること
- ・ 外資系を含む保険会社と共済等が日本の法制下で平等となるまで、共済等による新商品の発売や既存商品の改定、准組合員や非構成員を含めた不特定多数への販売、その他一切の保険事業に関する業務拡大および新市場への参入を禁止すべき

図表7 衆院環太平洋連携協定特別委の質問・答弁から

衆院環太平洋連携協定特別委員会（16年10月28日）における共産党の畠山和也議員の質問に対する石原伸晃 TPP 担当大臣の答弁（しんぶん赤旗抜粋）
畠山）仲間同士・団体の構成員同士の自主管理で運営される共済を、米国通商代表部や米国の業界団体は、営利目的の米国の保険会社と同等の競争環境下に置くよう要求している。こうした米国の要求に政府がどう対峙してきたのか？

石原）現在の規制スキームが共済に競争優位をもたらしているとの指摘は当たらないというのが政府のスタンス。共済の特徴や成り立ちに即して反論してきた（と答弁）。

（注）－しかし、TPP では共済は留保や例外対象（ネガティブリスト）になっていません－

畠山）TPP で設置される金融サービスに関する小委員会で、共済も協議の対象とされるのではないかと？

石原）小委員会ではなんでも対象になる（と認める）

畠山）日米の二国間協議や並行交渉でも共済制度が掘り崩される危険性があることを示し、「二重三重に国内の制度を変える仕組みを持つのが TPP。しかも日本は、米国とは書簡を通じて自主的に変更する形で TPP の中身に沿っていく。中身も実行の仕方も容認できない」と批判。

(2) 日本国内からの規制要求

生命保険協会会長

「私的保障は、生命保険だけでなく、簡易保険や『共済』など様々な形で提供されているが、健全な保険市場の確保のためには、公正な条件の下での競争が必要。（略）民間との競争条件を完全に同一化することで、健全な保険市場の確保につながる。」

第53回日米財界人会議共同声明（2016年11月）

「共済と民間保険は公平な競争環境を確保する事が重要」と共同声明に明記。

日本側会長 石原邦夫（東京海上日動相談役）

米国側会長 チャールズ・レイク（アフラック代表取締役）

（図表7、衆院環太平洋連携協定特別委の質問・答弁から）

5 トランプ離脱から TPP11 (CPTPP)、日米 FTA (二国間自由貿易協定) の動き

(1) 米国の TPP 離脱

TPP12の発効には①参加12カ国が協定文書に署名し、全参加国で議会承認を得る。または、②署名後、全参加国が2年以内に批准できない場合、TPP 域内の国内総生産 (GDP) の合計が85%以上を占める6カ国以上の批准を得る必要があります。米国は60%の GDP を占めます。17年1月23日、トランプ米大統領は TPP 離脱の大統領令に署名。これにより12カ国での TPP の発効は事実上破たんしました。

(2) TPP の枠組維持とトランプ政権の翻意、TPP 復帰に固執する安倍政権

米国を除いた TPP11 (米国離脱後は全世界の15%の経済圏をカバー) の発効に向け、17年7月の首席交渉官会合では米国を含む12カ国の合意内容の修正論議を開始。その内容は米国の復帰を促す方針のもと、米国が復帰意欲を失わない修正案を検討してきました。米国も TPP11において知的財産保護、電子商取引など合意済の TPP が11カ国で発効されれば、市場から締め出される懸念から動向に注視していると報道されて来ました。

(3) TPP11 (CPTPP) 大筋合意・署名の経過

17年11月10日、TPP 署名11カ国閣僚会議で TPP11が大筋合意されました。米国含む12カ国で合意した内容のうち、米国復帰まで20項目の凍結を決定しました。うち、11項目が著作権の保護期間など知的財産分野で、残る9項目は企業と国家間の紛争処理手続き (ISDS) や貨物の関税撤廃ルールの一部規定等です。凍結項目の多くが、米国の強い主張で盛り込まれた内容です。18年1月23日、11カ国首席交渉官会議で「協定文合意」(凍結は22項目に)、1月26日のダボス会議にてトランプ米大統領は TPP への「復帰検討」を表明。3月8日には、参加11カ国がチリで署名式

図表 8 米韓 FTA がもたらしたもの

米韓 FTA (自由貿易協定) は、「韓国の協同組合が提供する保険サービスは、他の民間保険に対する競争上の優位性を与えてはならない」となっています。このため、韓国の金融委員会は分野別協同組合が給付するサービスに対し、規制監督権を行使せざるを得なくなりました。すでに韓国の農業協同組合は、共済事業を分離して農業生命保険と農業損害保険を別法人として設立し、農業協同組合法ではなく保険業法の適用を受け、他の民間保険会社と同様、金融委員会の監督を受けています。トランプ米大統領は「TPP 協定から離脱」を表明しましたが、同時に「二国間の貿易協定締結の速やかな進展」を求めています。日米二国間協議は日本の「助け合い制度」を儲け本位の米国金融資本に明け渡すことに繋がりがねません。

を行ないました。茂木経済財政・再生相はトランプ米大統領の「修正を前提とした復帰」は「困難」と置きながら、「米国の考えも聞いてみたい」と、米国の TPP 復帰に期待をかけた。以上が、この間の TPP11にかかわる経過です。今後は、米国の TPP 復帰や、次に述べる日米 FTA の動向に対し、警戒をもって注視していくことが重要です。

(4) アメリカが望む日米 FTA (二国間自由貿易協定)

TPP からの離脱を決め二国間交渉に舵を切った米国は、17年2月の日米首脳会議で二国間協議 (日米経済対話) を設定させました。トランプ政権は「日米経済対話」で TPP をさらに超える市場開放圧力となる FTA 締結を要求しています (米韓 FTA の例、図表 8)。

ロス米商務長官は、「我々の希望は、日米の自由貿易協定 (FTA) を結ぶことだ」、「日米は安全保障でも緊密な関係にある」と安全保障を背景とした圧力も加えています。

6 TPP と並ぶヨーロッパとの国際協定 - 日欧 EPA (日欧経済連携協定)

日欧 EPA 交渉は、13年4月に始まり27分野に

図表 9 世界の保険会社ランキング(2017)

	会社名	国名	総資産額
1	アクサ	フランス	9,699億ドル
2	アリアンツ	ドイツ	9,282億ドル
3	メットライフ	アメリカ	8,779億ドル
4	ブルーデンシャル	アメリカ	7,573億ドル
5	中国平安保険	中国	7,352億ドル
6	かんぽ生命	日本	6,864億ドル
7	リーガル・アンド・ゼネラル	イギリス	5,880億ドル
8	日本生命	日本	5,862億ドル
9	アビバ	イギリス	5,747億ドル
10	ブルーデンシャル	イギリス	5,734億ドル
11	パークシャーハサウェイ	アメリカ	5,522億ドル
12	ゼネラル保険	イタリア	5,472億ドル
13	マニユライフ	カナダ	5,079億ドル
14	AIG	アメリカ	4,969億ドル
15	エイゴン	オランダ	4,564億ドル

資料：World's Top Insurance Companiesより

渡ります。昨年7月6日、日本とEU（欧州連合）はEPAを結ぶことを「大枠」合意。12月8日に投資紛争の解決制度（ISDS）を除いた関税・ルール分野で妥結。今年7月17日にEUと首脳署名を行いました。

EUは、農産物輸出に強く、関税の撤廃や削減、低関税輸入枠は、国内農業に対し大きな影響を与えます。日欧間で関税がなくなる品目は全体の95%に達する見込みです。また、TPPと同じく投資・金融（保険）・知的財産でのルールを一体的関係とすることが目的です。世界人口の8.6%、日欧のGDPを足すと2300兆円を超す世界全体の3割近くを占める巨大経済圏となります。米国離脱で規模が小さくなったTPP11を上回ります。背景には、「米国第一」を掲げるトランプ保護主義に対し、くさびを打ち込む意図で一致したものです。日本に欧州製品が流入すれば米国内産業界がトランプ政権を突き上げることは容易に想定され、米国政府は日米FTAを加速させるか、TPPに復帰するかを選択を迫られます。トランプ米大統領のTPPへの「復帰検討」にはそうした事情が表れていると想定されます。

宮城県農協中央会長（17/7/11）の談話
「EPA交渉は何の情報提供もなく、合意あ

りきで進んだ。国内農業を守れるか不安だ。断固として反対する。日米の二国間交渉などになれば、もっと強い圧力が予想される。身を守るために反対運動を続けるのは当たり前だ」

(1) EUによる共済規制の要望

① EUは共済に対して10年以上前から強い関心を示してきました。

「日本の規制改革に関するEU提案」（概要）
「共済」が受け取る保険料は、生命保険および損害保険部門の総保険料収入の20%にもなる。保険市場に公正な競争の場を整えるために、簡保のような公的な組織のみならず「共済」も民間保険事業者と同じ要件に従うべきである。

欧州ビジネス協会（EBC）政策白書

「共済」は、金融庁の監督下におかれて、保険業法が適用されるべきであり、また、そうした規定が設けられるまでは、業務の拡大を認められるべきではない。これが達成されるまでは、共済とその関係当局は金融庁と同じ基準と規制を適用すべき。

（ACCJ（在日米商工会議所）やUSTR（米通商代表部）がこの間、日本政府へ要求してきた内容とほぼ同一であり、注視していくことが必要です。）

②ヨーロッパにおける巨大保険資本は日本政府へのロビーワークを強めている。

（参考：世界の保険会社ランキング、図表9）

7 協定にかかわる中間的総括と取り組み

グローバル化の枠組みが進むなか、金融・保険市場の開放圧力が加速しています。USTRは、「16年外国貿易障壁報告書」で、「米国保険会社に

よる日本郵政への販売網へのアクセスにおいて、アフラック社のがん保険商品を取り扱う郵便局数が15年7月までに、2万局以上に増えたこと等、大きな進展があった」と報告。現在、国内郵便局約2万4000局の内、アフラック取扱いは約2万100局で84%の到達となっています。

農協改革も農協（JA）の営農部門と金融部門を分離して株式会社化することによって、JA共済連の持つ資産を市場化し、利益対象としたい米国の要求によるものと言えます。

一方、国内保険資本もその窮状のもと共済規制の動きを強めています。大手生保4社の昨年3月期決算は、売上高である保険料等収入が前の期に比べ16%も減り、金額で約2兆7000億円の減収となりました。リーマン・ショック以降、最大の減収となりました。マイナス金利政策で運用環境が悪化したことが主因です。マイナス金利での標準利率の引下げで、「終身保険」など貯蓄性商品の保険料が大幅に上がり、なかには500万円の終身保障を買うための支払総額が534万円という本末転倒な商品も存在します。さらに、少子高齢化も保険会社の窮状を加速させています。共済シェアの奪取を目論み、政府に共済規制を働きかけているといわれています。

私たちには「外圧」と「内圧」による12年前の保険業法「改正」のたたかいと同様に共済攻撃を許さず、共済を守る運動と体制を強化することが求められています。

この間、全労連共済は共済規制の動きに対し、「共済研究会」や「TPP・共済問題研究会」に結集し、民間保険や制度共済の動向等について研究者、共済機関、関係団体と研究と交流を進めてきました。今後、外圧・内圧の攻撃に対し、機敏な対応が図れるよう、労働組合としての体制、対政府闘争ではTPPなどに反対する国会議員との連携が求められています。この間継続してきた農協や生協などの協同組合とも協力しながらTPP反対運動をさらに発展させ反対世論を喚起する運動に取り組むことが重要です。

まとめ

これまで述べましたように、「安価で優位な保障」である共済を組合員に提供することは、組合員の「もしも」を守ると同時に可処分所得を増やす「第2の賃上げ」になります。さらに、組合への帰属意識も高まり、地方、職場での労働組合運動に必ず寄与します。

同時に、組合員が作り育ててきた私たちの共済を外圧や内圧による規制から守ることを全力で取り組むことが求められています。

全労連共済を皆さんとともに発展させていくことをあらためて決意し、報告とします。

参考

TPP・共済問題研究会『TPPと共済規制問題』（非営利・協同総合研究所のちとくらし）
週刊『東洋経済』（2015年7月11日号）

〈訂正〉

月刊全労連2018年8月号No.258の斎藤寛生論文の図表1（生活保護部分）に誤りがありました。お詫びして訂正します。正しくは以下の通りです。

図表1 水準が低すぎる最低賃金

- まともにくらせない低水準
 ……月155時間働いたとして計算
 最高（東京） 958円×155時間=148,490円
 年収では148,490円×12ヵ月=1,781,880円
 最低（8県） 737円×155時間=114,235円
 年収では114,235円×12ヵ月=1,370,820円
 ……………
- 生活保護との比較/25歳単身者
 （秋田市：2級地-1、最賃738円の場合）
 ・生活保護基準額：71,620円
 ・住宅扶助額（最高額）：32,000円
 ・冬季加算：12,540円×7ヵ月÷12=7,315円
 ・期末一時扶助 12,640円÷12=1,053円
 ・勤労控除額：生活保護費111,988円を給与として
 みた場合：24,800円 計：136,788円
 ☆年収で計算すると
 136,788円×12ヵ月=1,641,456円